

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正関係

一 基本原則の追加

基本原則として、「情報通信技術を活用した行政の推進は、個人情報の保護に十分配慮するとともに、個人の権利利益が害されることのないように配慮して行われなければならない」との規定を追加すること。

(新情報通信技術活用法第二条第二項関係)

二 添付書面等の省略

1 法令に基づく申請に際し添付することを要しない書面等の対象となる政令で定める書面等に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報に記載された書面等が含まれることを明記すること。

(新情報通信技術活用法第十一条関係)

2 地方公共団体が条例等に基づく手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令に係る申請等において添付の省略の対象となる書面等であつて当該条例等の規定において申請、届出その他の当該条例等の規定に基づき地方公共団体に対して行われる通知に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、地方公共団体が、政令で定める代替措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができるときは、特別な事由がある場合を除き、添付することを要しないこと。

(新情報通信技術活用法第十三条第二項関係)

三 地方公共団体が行う情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する施策の具体例の明記

地方公共団体が行う情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する施策の例示として、「情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるときの確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置」を明記すること。

(新情報通信技術活用法第十二条第二項関係)

四 地方公共団体による施策に対する国の援助

条例等に基づく手続を情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために地方公共団体が講ずる施策を支援するため国が講ずるよう努めることとされている措置について、これを努力義務から義務化するとともに、当該措置に技術的及び財政的援助が含まれることを明記すること。

(新情報通信技術活用法第十三条第三項関係)

第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

特定個人情報情報の提供が認められる例外事由に、行政機関等又は地方公共団体が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照するために必要な別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報情報を提供するとき、を加えること。

(新番号利用法第十九条第八号の二関係)

第三 その他

一 政府は、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続(以下単に「手続」とい

う。)を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額又は免除、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるものとすること。

(改正法附則第九条第三項関係)

二 他所要の規定の整備を行うこと。